証券コード：6797

Nagoya
NAGOYA ELECTRIC WORKS CO., LTD.

第69期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2026年６月23日（火曜日）午前10時

開催場所 愛知県あま市篠田面徳29番地１
当社　本社　会議室

議　　案 第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

名古屋電機工業株式会社

証券コード　6797
2026年６月５日

株　主　各　位

愛知県あま市篠田面徳29番地１
名古屋電機工業株式会社
代表取締役社長　服　部　高　明

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。
　さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載されておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.nagoya-denki.co.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6797/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名」に「名古屋電機工業」又は「コード」に当社証券コード「6797」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使をすることができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2026年６月22日（月曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	**2026年6月23日（火曜日）午前10時**
2 場　　所	愛知県あま市篠田面徳29番地１ **当社　本社　会議室**
3 目的事項	**報告事項**　１．第69期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第69期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
4 その他招集にあたっての決定事項	１．書面（郵送）による議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。 ２．書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 ３．インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、１頁に記載されておりますインターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
◎ 本株主総会につきましては、株主様からの書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第21条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制とその他業務の適正を確保するための体制
・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
・株式会社の支配に関する基本方針
・剰余金の配当等の決定に関する方針
・連結株主資本等変動計算書
・連結計算書類における連結注記表
・株主資本等変動計算書
・計算書類における個別注記表
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年６月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年６月22日（月曜日）
午後５時00分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年６月22日（月曜日）
午後５時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

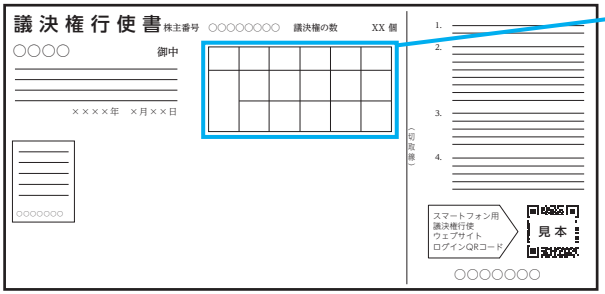

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

2026年６月22日（月曜日）
午後５時00分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

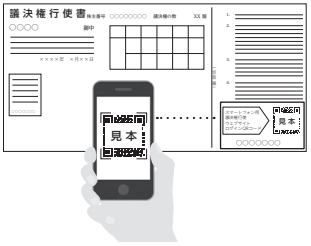

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

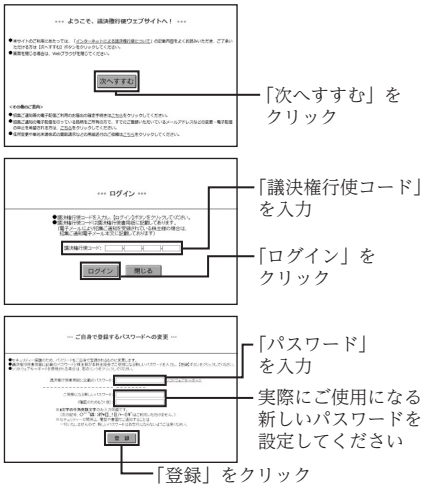

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）

（受付時間　9：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

第69期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金 **45円** 総額 **547,913,430円**
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年６月24日

（注）　当社は2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施しております。

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）	現在の当社における地位及び担当	
1	服部（はっとり）　高明（たかあき）	代表取締役執行役員社長	再任
2	本多（ほんだ）　正俊（まさとし）	取締役常務執行役員 経営戦略本部長	再任
3	川浦（かわうら）　久幸（ひさゆき）	取締役常務執行役員 社会インフラ事業本部長兼社会インフラ事業本部技術本部長	再任
4	鬼頭（きとう）　達史（たつし）	取締役執行役員 経営管理本部長	再任
5	三山（みやま）　明秀（あきひで）	取締役執行役員 社会インフラ事業本部　営業本部長	再任
6	竹林（たけばやし）　一（はじめ）	社外取締役	再任　社外　独立
7	森川（もりかわ）　高行（たかゆき）		新任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	服部（はっとり）　高明（たかあき） （1976年11月27日生）	2000年４月　当社入社 2009年４月　当社執行役員オプトエレクトロニクス事業部 事業推進室長 2009年６月　当社取締役 執行役員オプトエレクトロニクス事業部 事業推進室長 2010年４月　当社取締役 執行役員オプトエレクトロニクス事業部長 2012年４月　当社取締役 東京支店担当 2014年４月　当社取締役 FA検査装置カンパニー担当、ITS情報装置カンパニー長兼事業推進室長 2014年６月　当社代表取締役専務 FA検査装置カンパニー担当、ITS情報装置カンパニー長兼事業推進室長 2014年８月　当社代表取締役専務 ITS情報装置カンパニー長兼事業推進室長 2014年10月　当社代表取締役専務 ITS情報装置カンパニー長 2015年４月　当社代表取締役専務 ITS情報装置カンパニー工事ソリューション本部担当、ITS情報装置カンパニー工事ソリューション本部長兼企画部長 2017年２月　当社代表取締役社長 ITS情報装置事業本部 トータルソリューション本部長 2017年４月　当社代表取締役社長 2025年６月　当社代表取締役執行役員社長 現在に至る	139,100株
		・取締役候補者とした理由 服部高明氏は、当社の取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、企業経営者としての豊富な経験や業界知識に加え、会計・法務分野における専門性を有しております。また、人物としても高い倫理観を備えていることから、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	本多（ほんだ）　正俊（まさとし） （1962年11月29日生）	1993年５月　当社入社 2001年４月　当社情報装置事業本部 札幌営業所長 2008年４月　当社情報装置事業本部 東京支店長 2012年４月　当社情報装置事業本部 営業本部長 2014年10月　当社ITS情報装置カンパニー営業本部長兼東京支店長 2015年６月　当社取締役 ITS情報装置カンパニー営業本部担当、ITS情報装置カンパニー営業本部長 2015年10月　当社取締役 ITS情報装置カンパニー副カンパニー長兼営業本部長兼照明推進部長 2016年４月　当社取締役 ITS情報装置カンパニー副カンパニー長兼営業本部長 2017年４月　当社取締役 ITS情報装置事業本部副本部長（営業本部担当、インフォメックス営業本部担当） 2019年６月　当社取締役 ITS情報装置事業本部副事業本部長 2023年４月　当社取締役 ITS情報装置事業本部副事業本部長兼事業戦略室長 2024年４月　当社取締役 事業戦略室長 2025年４月　当社取締役 経営戦略本部長兼経営戦略室長 2025年６月　当社取締役常務執行役員 経営戦略本部長兼経営戦略室長 2026年４月　当社取締役常務執行役員 経営戦略本部長 現在に至る	36,400株
		・取締役候補者とした理由 本多正俊氏は、当社の営業部門において責任者を務めるなど豊富な経験から営業・マーケティング分野における高い専門性を有しております。また、人物として高い倫理観を備えていることから当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	川浦（かわうら）　久幸（ひさゆき） （1963年８月１日生）	1986年４月　当社入社 2009年５月　当社設計部長 2012年４月　当社企画推進本部長 2017年４月　当社インフォメックス営業本部長 2019年６月　当社取締役 ITS情報装置事業副事業部長兼インフォメックス営業本部長 2021年７月　当社取締役 ITS情報装置事業本部長 2025年４月　当社取締役 社会インフラ事業本部長兼開発推進室長 2025年６月　当社取締役常務執行役員 社会インフラ事業本部長兼開発推進室長 2026年４月　当社取締役常務執行役員 社会インフラ事業本部長兼社会インフラ事業本部技術本部長 現在に至る	34,900株
		・取締役候補者とした理由 川浦久幸氏は、当社の設計部門や営業部門において責任者を務めるなど豊富な経験から技術・営業分野における高い専門性を有しております。また、人物として高い倫理観を備えていることから当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	鬼頭（きとう）　達史（たつし） （1963年７月１日生）	1986年４月　当社入社 2010年４月　当社事業企画推進室長 2018年４月　当社営業本部副本部長兼中部支社長 2022年４月　当社人事部長 2022年６月　当社取締役 経営管理本部 人事部長 2023年４月　当社取締役 経営管理本部長兼人事部長 2024年10月　当社取締役 経営管理本部長 2025年６月　当社取締役執行役員 経営管理本部長 現在に至る	23,400株
		・取締役候補者とした理由 鬼頭達史氏は、当社の企画部門や営業部門において責任者を務めるなど豊富な経験から事業戦略・営業分野における高い専門性を有しております。また、人物としても高い倫理観を備えていることから当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	みやま　あきひで 三山　明秀 （1973年４月３日生）	1996年４月　当社入社 2013年４月　当社仙台支店長 2018年４月　当社営業開発部長 2018年10月　株式会社インフォメックス松本　取締役 2019年11月　株式会社インフォメックス松本　代表取締役社長 2022年４月　当社ITS情報装置事業本部 営業本部中部支社長 2024年４月　当社ITS情報装置事業本部 営業本部長 2025年４月　当社社会インフラ事業本部 営業本部長 2025年６月　当社取締役執行役員　社会インフラ事業本部 営業本部長 現在に至る	12,200株
		・取締役候補者とした理由 三山明秀氏は、当社の営業部門において責任者を務めるなど豊富な経験から営業・マーケティング分野における高い専門性を有しております。さらに、株式会社インフォメックス松本の代表取締役社長を務め、会社経営及びガバナンス等における豊富な実績を備えております。また、人物としても高い倫理観を備えていることから当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任 社外 独立	たけばやし　はじめ 竹林　一 （1958年７月27日生）	1981年４月　立石電機（現：オムロン株式会社）入社 2007年４月　オムロンソフトウェア株式会社 代表取締役社長 2009年４月　オムロン直方株式会社 代表取締役社長 2012年７月　ドコモ・ヘルスケア株式会社 代表取締役社長 2019年４月　京都大学経営管理大学院客員教授 2022年４月　オムロン株式会社 イノベーション推進本部 シニアアドバイザー 2023年６月　当社社外取締役 2024年10月　麗澤大学特任教授（現任） 2025年６月　横浜市立大学大学院国際マネジメント研究科客員教授（現任） 2025年11月　株式会社サニックス資源開発グループ社外取締役（現任） 現在に至る	－株
		・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 竹林一氏は、事業会社において代表取締役社長を務め、さらに横浜市立大学大学院客員教授も務めていることから、会社経営及びガバナンス等における豊富な実績を有しております。これらのことから、当社グループの経営に有用な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言等をいただけるものと判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 新任 社外 独立	もりかわ　たかゆき 森川　高行 （1958年９月29日生）	1991年４月　名古屋大学工学部助教授（土木工学科） 1996年３月　米国マサチューセッツ工科大学客員准教授 2000年５月　名古屋大学大学院工学研究科教授（地圏環境工学専攻） 2001年４月　名古屋大学大学院環境学研究科教授（都市環境学専攻） 2014年６月　名古屋大学未来社会創造機構教授 2020年12月　一般社団法人ライフアンドモビリティ代表理事（現任） 2021年5月　株式会社エクセイド取締役（現任） 2024年3月　名古屋大学名誉教授、特任教授（現任） 現在に至る	－株
		・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 森川高行氏は、事業会社において取締役を務め、さらに米国マサチューセッツ工科大学客員准教授及び名古屋大学大学院工学研究科教授を務めた経験から、会社経営及び環境的に持続可能な交通、交通計画及び都市計画分野において豊富な実績を有しております。これらのことから、当社グループの経営に有用な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言等をいただけるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者といたしました。	

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹林一氏及び森川高行氏は、社外取締役候補者であります。
3. 竹林一氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。
4. 当社は竹林一氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、森川高行氏は、証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は竹林一氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が社外取締役に選任された場合、同様の契約を継続するとともに、森川高行氏が選任された場合にも同様の契約を締結する予定です。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施しております。

（ご参考）役員の構成（本総会において各候補者が選任された場合）

・各取締役に期待される分野は次のとおりです。

・各氏に期待される専門性のうち主なものに●印を付けております。

氏名	会社における地位	経営全般	業界知識	営業 ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ	生産技術	会計 ﾌｧｲﾅﾝｽ	法務 ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ	ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ	ﾘｽｸ管理
服部　高明	代表取締役 執行役員社長	●	●			●	●	●	●
本多　正俊	取締役 常務執行役員		●	●				●	●
川浦　久幸	取締役 常務執行役員		●	●	●			●	●
鬼頭　達史	取締役 執行役員		●	●		●	●	●	●
三山　明秀	取締役 執行役員	●	●	●				●	●
竹林　　一	社外取締役	●						●	●
森川　高行	社外取締役	●	●	●				●	●
石川　敏光	取締役 （常勤監査等委員）					●	●	●	●
佐藤　友子	社外取締役 （監査等委員）					●		●	●
髙木　道久	社外取締役 （監査等委員）						●	●	●

以　上

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国による通商政策による影響が残るものの緩やかに回復しております。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要があり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業であり、官需を主とする社会インフラ事業につきましては、老朽化したインフラの大規模修繕を中心に、公共事業は底堅く推移しております。そのような状況下、社会インフラの維持・保全、災害に対する防災・減災等、ニーズを先取りした道路交通安全を守るシステム開発に注力し、社会課題の解決に取り組んでおります。

当連結会計年度におきましては、新システムの提案による新規受注の獲得を継続し、売上げについては受注案件の進捗もあり前期並みに推移しましたが、利益面については、工期延期の影響による原価見積もりの上昇、物価高騰による資材コストの上昇の影響もあり、前期を下回りました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高17,307百万円（前連結会計年度比0.3％増）、営業利益1,749百万円（前連結会計年度比36.4％減）、経常利益1,794百万円（前連結会計年度比35.5％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,518百万円（前連結会計年度比31.2％減）となりました。

なお、当連結会計年度より、事業戦略をより明確に表現するため、セグメント名称を「情報装置事業」から「社会インフラ事業」へ変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度は、特記すべき資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、345百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第66期 2023年３月期	第67期 2024年３月期	第68期 2025年３月期	第69期 (当連結会計年度) 2026年３月期
売上高	18,009,293千円	17,582,489千円	17,262,298千円	17,307,382千円
経常利益	2,439,185千円	2,351,481千円	2,782,848千円	1,794,041千円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,597,153千円	1,680,432千円	2,206,550千円	1,518,232千円
１株当たり当期純利益	136円70銭	143円54銭	188円18銭	129円24銭
総資産	25,692,648千円	27,241,492千円	27,537,488千円	29,237,215千円
純資産	18,990,066千円	20,761,902千円	22,399,544千円	23,990,965千円
１株当たり純資産額	1,624円37銭	1,772円44銭	1,909円44銭	2,040円96銭

（注）1．2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

売上高（単位：百万円）

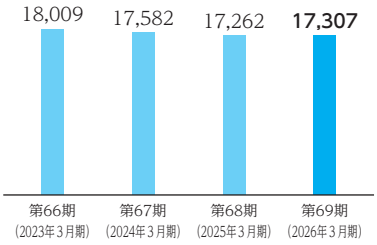

経常利益（単位：百万円）

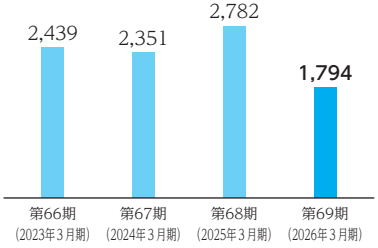

親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）

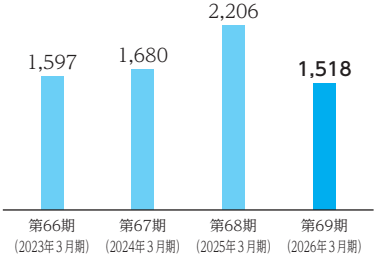

総資産/純資産（単位：百万円）

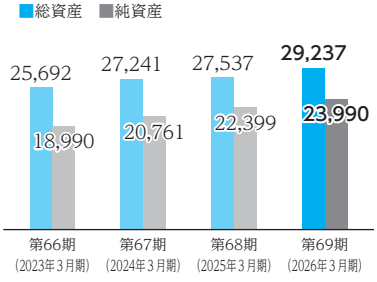

１株当たり当期純利益（単位：円）

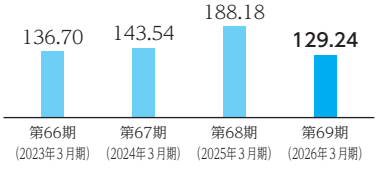

１株当たり純資産額（単位：円）

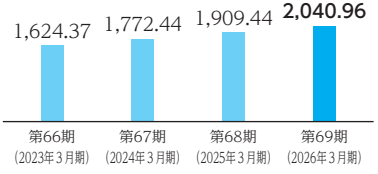

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第66期 2023年３月期	第67期 2024年３月期	第68期 2025年３月期	第69期 (当事業年度) 2026年３月期
売上高	16,900,946千円	16,052,431千円	16,231,140千円	16,502,997千円
経常利益	2,309,264千円	2,100,976千円	2,674,657千円	1,787,334千円
当期純利益	1,537,998千円	1,563,474千円	2,143,196千円	1,513,395千円
１株当たり当期純利益	131円64銭	133円55銭	182円77銭	128円82銭
総資産	25,058,191千円	25,864,724千円	26,587,828千円	27,972,553千円
純資産	18,797,059千円	20,179,047千円	21,853,118千円	23,146,189千円
１株当たり純資産額	1,607円86銭	1,722円68銭	1,862円86銭	1,969円09銭

（注）2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社インフォメックス松本	50百万円	100％	ＧＰＳソーラー式信号機・ ＬＥＤ標示機等の製造、販売

(6) 対処すべき課題

政府は責任ある積極財政の考えの下、戦略的に財政出動を行うことで強い経済を構築するため、日本銀行と引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っております。

当社グループを取り巻く環境は、道路建設など新規投資が減少し、維持更新需要にシフトしつつあります。また、近年甚大化する自然災害に対する防災対策や、労働力不足、脱炭素社会への対応といった社会課題の解決が急務となっております。さらには、自動運転等の新たなモビリティの進展など大きな転換期にあります。

当社グループは、情報板メーカーから道路交通安全を守る総合設備企業へ変容し、新たなモビリティに対応し、環境価値を高めるインフラ整備の促進を進めてまいります。

「省力化・安全化ソリューション」として、インフラ大規模修繕の現場におけるニーズを取り込んだ新システムの開発を進めてまいります。

「防災・減災ソリューション」として、近年の気候変動による自然災害に対し、ＩｏＴセンサーなどを活用し、必要な情報を必要な人にタイムリーに提供できるシステムの開発を進めてまいります。

「ＤＸ・ＧＸソリューション」として、データを活用することや環境負荷を低減するなど、持続可能なインフラ整備を推進してまいります。

「新たなモビリティの対応」として、自動運転社会に対応したソリューションを探求するため、他社との連携、オープンイノベーションを活性化してまいります。

当社グループは創立80周年を迎え、長年培ってきた道路交通安全分野における経験と技術を土台に社会課題の解決を目的とした新たな価値を創造してまいります。

(7) 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

セグメント	主　要　製　品
社　会　イ　ン　フ　ラ　事　業	・当社 ＬＥＤ式情報（道路・河川等）システム トンネル防災システム 移動情報車・車載標識 散光式警光灯 駐車場案内システム 気象・防災監視システム 可変規制標識システム 「道の駅」情報提供システム 保守管理等 ・子会社 ＧＰＳソーラー式信号機・ＬＥＤ標示機等 保守管理等

(8) 主要な営業所及び工場（2026年３月31日現在）

① 当社

本社	愛知県あま市
支社	東京支社（東京都中央区）
	中部支社（名古屋市中村区）
	大阪支社（大阪市福島区）
支店	札幌支店（札幌市北区）
	仙台支店（仙台市青葉区）
	新潟支店（新潟市中央区）
	広島支店（広島市東区）
	四国支店（高松市）
	福岡支店（福岡市博多区）

② 子会社

株式会社インフォメックス松本	長野県安曇野市

(9) 従業員の状況（2026年３月31日現在）

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
社会インフラ事業	357名	9名減
全社（共通）	52名	7名減
合計	409名	16名減

（注）1. 従業員数は当社グループ就業人員であります。
2. 上記のほか、パートタイマー14名を雇用しております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び研究開発部門に所属している従業員数であります。

(10) 主要な借入先（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2026年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 28,000,000株

（注） 当社は、2025年４月１日付で普通株式１株を２株に株式分割をすることを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は14,000,000株増加し、28,000,000株となっております。

(2) 発行済株式総数 12,844,000株（自己株式668,146株を含む）

（注） 当社は、2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行済株式総数は6,422,000株増加し、12,844,000株となっております。

(3) 株主数 3,914名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
有限会社名電興産	1,080,000株	8.87%
服部哲二	810,000株	6.65%
名古屋電機工業社員持株会	743,700株	6.11%
株式会社三菱UFJ銀行	472,000株	3.88%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	445,100株	3.66%
日本信号株式会社	440,000株	3.61%
福谷曜	342,600株	2.81%
福谷桂子	331,400株	2.72%
アイコム株式会社	237,000株	1.95%
河田優里	210,400株	1.73%

（注）1. 当社は、自己株式を668,146株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は、2025年４月1日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	17,500株	6名
執行役員	6,300株	3名

（注）1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(4)取締役の報酬等」に記載しております。
2. 当社は、2025年４月1日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査等委員の状況(2026年３月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
服部　高明	代表取締役執行役員社長	
本多　正俊	取締役常務執行役員 経営戦略本部長兼経営戦略室長	
川浦　久幸	取締役常務執行役員 社会インフラ事業本部長兼開発推進室長	
河本　芳一	取締役執行役員 社会インフラ事業本部　生産業務革新担当 サステナビリティ推進担当	
鬼頭　達史	取締役執行役員 経営管理本部長	
三山　明秀	取締役執行役員 社会インフラ事業本部　営業本部長	
竹林　一	取締役	横浜市立大学大学院　客員教授 株式会社サニックス資源開発グループ　社外取締役
石川　敏光	取締役（常勤監査等委員）	
佐藤　友子	取締役（監査等委員）	公認会計士　佐藤会計事務所　所長
髙木　道久	取締役（監査等委員）	弁護士　栄パーク総合法律事務所　所長

（注）1. 取締役竹林一氏及び取締役（監査等委員）佐藤友子氏並びに髙木道久氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役竹林一氏及び取締役（監査等委員）佐藤友子氏並びに髙木道久氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）佐藤友子氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）髙木道久氏は弁護士であり、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役竹林一氏及び各監査等委員である取締役との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定できる契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役であり、保険料は、当社が全額負担しております。

当該保険契約は、被保険者が業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対

し、損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を補填するものであります。

ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金又は懲罰的損害賠償金若しくは倍額賠償金の加算された部分及び被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金は補填の対象としないこととしております。

契約は１年更新であり､次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、基本報酬、業績連動報酬等（年次インセンティブ）及び非金銭報酬等（中長期インセンティブ）で構成されています。

当社は2025年６月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、取締役会は、当連結会計年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。また監査等委員である取締役の個人別の報酬等は監査等委員である取締役の協議により、決定しております。

・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容

本方針は、取締役が経営の意思決定及び業務執行の監督機能を担う立場としての責務及び貢献に応じた適切な報酬体系を構築し、経営の透明性及びガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的としております。

a.基本報酬に関する方針

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、経営の意思決定及び業務執行の監督機能を担う立場としての責務及び貢献に応じて株主総会で決定した報酬等の総額の限度内において取締役会で決定します。

また、世間水準及び経営内容、従業員給与等のバランスを考慮し、取締役会にて定期的に見直しを図ります。

なお監査等委員である取締役の個人別の報酬は、基本報酬のみとし、支給額は監査等委員である取締役の協議により決定します。

b.業績連動報酬等に関する方針

各取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬等（年次インセンティブ）は、当連結会計年度の業績に対応した成果・成功報酬型の業績連動報酬として支給するものであります。

会社業績と役員報酬の連動性を高めるため、連結営業利益率を業績指標とし連結営業利益率（２％未満、２％以上４％未満、４％以上10％未満、10％以上）の段階に応じて責務及び貢献を考慮して定性的評価により決定します。

c.非金銭報酬等に関する方針

各取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬等（中長期インセンティブ）は、株価変動のメリットとリスクを当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）が株主の皆様との価値を共有することで中長期の業績及び企業価値の持続的な向上への動機付けをするために支給するものであります。

支給額は、前連結会計年度の連結営業利益率を業績指標とし連結営業利益率（２％未満、２％以上４％

未満、４％以上10％未満、10％以上）の段階に応じて責務及び貢献を考慮して交付数を決定します。

d.報酬等の割合に関する方針

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）報酬は基本報酬、業績連動報酬等（年次インセンティブ）としての賞与、非金銭報酬等（中長期インセンティブ）としての株式報酬で構成されており、各報酬の構成比率は、概ね６：３：１とする方針とします。

e.報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は、固定報酬との位置付けから毎月現金にて支給します。

業績連動報酬等（年次インセンティブ）の賞与については、年度の会社業績と連動するため、業績確定後、概ね３カ月以内に金銭にて支給します。

非金銭報酬等（中長期インセンティブ）については、株主総会にて取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）が選任された後、概ね２カ月以内に非金銭にて支給します。

f.報酬等の決定の委任に関する事項

業績連動報酬等（年次インセンティブ）のうち、定性的評価部分の評価を代表取締役社長に委任します。委任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等（年次インセンティブ）	非金銭報酬等（中長期インセンティブ）	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	188,670 (8,850)	119,400 (8,850)	50,230 (－)	19,040 (－)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	21,600 (9,600)	21,600 (9,600)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
合　　計 （うち社外役員）	210,270 (18,450)	141,000 (18,450)	50,230 (－)	19,040 (－)	11 (3)

（注）1. 上表には、2025年6月24日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）１名を含んでおります。

2. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

3. 上記報酬等の額には、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の役員賞与引当金の繰入額50,230千円及び譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額19,040千円が含まれております。

4. 上記報酬等の額のほか、2015年６月26日開催の第58期定時株主総会における、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給決議に基づき、現任取締役１名の退任時には、10,750千円支給する予定であります。なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

5. 取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬等の額について、基本報酬及び業績連動報酬等（年次インセンティブ）に関する株主総会の決議年月日は、2023年６月23日開催の当社第66期定時株主総会であり、決議の内容は、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名（うち、社外取締役は１名）です。
また、取締役の報酬等の額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式（非金銭報酬等（中長期インセンティブ））に関する株主総会の決議年月日は、2023年６月23日開催の当社第66期定時株主総会であり、決議内容は、金銭債権の総額を、年額40百万円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名（うち、社外取締役は１名）です。

6. 監査等委員の報酬等の額について、2023年６月23日開催の当社第66期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、３名です。

7. 業績連動報酬等（年次インセンティブ）に係る業績指標は連結営業利益率であり、その実績は、10.1％であります。当該業績指標の実績に応じた支給率を基本報酬額に乗じて算定した額に定性的評価を加味しております。

8. 非金銭報酬等（中長期インセンティブ）の内容は当社の株式であります。割当ての際の条件等は、業績指標の前連結会計年度の連結営業利益率により、その実績は、15.9%であります。当該業績指標の実績に応じた支給月数を基本報酬額に乗じて交付株式数を算定しております。
9. 取締役会は、代表取締役執行役員社長服部高明に対し、各取締役の業績連動報酬等（年次インセンティブ）一部の考課を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

・社外取締役竹林一氏は、横浜市立大学大学院客員教授及び株式会社サニックス資源開発グループ社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・社外取締役（監査等委員）佐藤友子氏は、公認会計士であり、佐藤会計事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・社外取締役（監査等委員）髙木道久氏は、弁護士であり、栄パーク総合法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	竹林　一	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。主に、経営陣から独立した立場で、当社の経営に対して本質的な課題やリスクを把握したうえで、助言等を行うなど当社の経営に有用な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 （監査等委員）	佐藤友子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席いたしました。主に、公認会計士としての専門的見地から、助言等を行うなど当社の経営に有用な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 （監査等委員）	髙木道久	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席いたしました。主に、弁護士としての専門的見地から、助言等を行うなど当社の経営に有用な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

22,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の監査工数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検

証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

（注）　本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2026年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**19,800,849**
現金及び預金	7,539,499
受取手形	26,344
電子記録債権	594,295
売掛金	5,952,826
契約資産	3,104,555
商品及び製品	58,187
仕掛品	1,659,916
原材料及び貯蔵品	797,154
その他	138,112
貸倒引当金	△70,042
固定資産	**9,436,366**
有形固定資産	**5,619,167**
建物及び構築物	3,465,148
機械装置及び運搬具	51,445
土地	1,850,180
リース資産	9,045
その他	243,347
無形固定資産	**158,440**
投資その他の資産	**3,658,758**
投資有価証券	1,775,401
繰延税金資産	10,641
退職給付に係る資産	1,644,428
その他	228,287
資産合計	**29,237,215**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**4,664,485**
支払手形及び買掛金	786,642
電子記録債務	46,417
未払金	802,874
未払法人税等	169,000
契約負債	1,331,252
賞与引当金	396,996
役員賞与引当金	50,230
製品保証引当金	85,840
工事損失引当金	50,985
株式給付引当金	39,933
その他	904,313
固定負債	**581,765**
退職給付に係る負債	3,533
繰延税金負債	440,673
その他	137,559
負債合計	**5,246,250**
純資産の部	
株主資本	**22,783,297**
資本金	1,184,975
資本剰余金	1,507,233
利益剰余金	20,826,802
自己株式	△735,713
その他の包括利益累計額	**1,207,667**
その他有価証券評価差額金	611,103
退職給付に係る調整累計額	596,563
純資産合計	**23,990,965**
負債・純資産合計	**29,237,215**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月 31 日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**17,307,382**
売上原価		**12,316,128**
売上総利益		**4,991,253**
販売費及び一般管理費		**3,241,895**
営業利益		**1,749,358**
営業外収益		
受取配当金	34,312	
不動産賃貸料	117,606	
受取補償金	513	
補助金収入	10,922	
廃材処分収入	14,341	
雑収入	19,348	197,042
営業外費用		
固定資産除却損	5,133	
支払保証料	20,078	
不動産賃貸費用	115,768	
事故関連費用	1,119	
為替差損	8,726	
雑損失	1,533	152,359
経常利益		**1,794,041**
特別利益		
固定資産売却益	314,876	314,876
特別損失		
投資有価証券売却損	1,125	
その他	50	1,175
税金等調整前当期純利益		**2,107,743**
法人税、住民税及び事業税	531,149	
法人税等調整額	58,360	589,510
当期純利益		**1,518,232**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,518,232**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（2026年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**19,371,493**
現金及び預金	7,438,225
受取手形	20,285
電子記録債権	402,089
売掛金	5,829,775
契約資産	3,104,555
商品及び製品	18,683
仕掛品	1,652,980
原材料及び貯蔵品	630,147
前払費用	53,112
未収入金	64,758
その他	226,924
貸倒引当金	△70,042
固定資産	**8,601,059**
有形固定資産	**5,173,991**
建物	3,156,962
構築物	36,510
機械及び装置	48,993
車両運搬具	451
工具、器具及び備品	231,131
土地	1,695,180
建設仮勘定	4,760
無形固定資産	**153,830**
ソフトウエア	135,287
その他	18,542
投資その他の資産	**3,273,237**
投資有価証券	1,775,401
関係会社株式	451,850
前払年金費用	779,842
その他	266,142
資産合計	**27,972,553**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**4,524,242**
買掛金	756,919
未払金	798,362
未払費用	121,109
未払法人税等	169,000
契約負債	1,331,252
預り金	14,856
賞与引当金	382,190
役員賞与引当金	50,230
製品保証引当金	72,083
工事損失引当金	50,985
株式給付引当金	37,929
その他	739,322
固定負債	**302,121**
資産除去債務	118,486
繰延税金負債	172,879
その他	10,755
負債合計	**4,826,364**
純資産の部	
株主資本	**22,535,085**
資本金	**1,184,975**
資本剰余金	**1,507,233**
資本準備金	1,105,345
その他資本剰余金	401,888
利益剰余金	**20,578,590**
利益準備金	275,001
その他利益剰余金	20,303,589
別途積立金	2,400,000
繰越利益剰余金	17,903,589
自己株式	**△735,713**
評価・換算差額等	**611,103**
その他有価証券評価差額金	611,103
純資産合計	**23,146,189**
負債・純資産合計	**27,972,553**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月 31 日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**16,502,997**
売上原価		**11,798,108**
売上総利益		**4,704,888**
販売費及び一般管理費		**2,960,109**
営業利益		**1,744,779**
営業外収益		
受取利息	15,437	
受取配当金	35,812	
不動産賃貸料	120,447	
廃材処分収入	14,261	
雑収入	8,312	194,272
営業外費用		
固定資産除却損	5,133	
支払保証料	20,078	
不動産賃貸費用	115,768	
事故関連費用	492	
為替差損	8,726	
雑損失	1,518	151,716
経常利益		**1,787,334**
特別利益		
固定資産売却益	314,326	314,326
特別損失		
投資有価証券売却損	1,125	1,125
税引前当期純利益		**2,100,535**
法人税、住民税及び事業税	526,514	
法人税等調整額	60,625	587,140
当期純利益		**1,513,395**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月19日

名古屋電機工業株式会社

取締役会　御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市
代表社員
業務執行社員　公認会計士　早川弘晃

代表社員
業務執行社員　公認会計士　古薗考晴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、名古屋電機工業株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名古屋電機工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月19日

名古屋電機工業株式会社

取締役会　御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市
代　表　社　員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　早　川　弘　晃

代　表　社　員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　古　薗　考　晴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、名古屋電機工業株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1)　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2)　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(3)　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月19日

名古屋電機工業株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　石　川　敏　光　㊞

監査等委員　　佐　藤　友　子　㊞

監査等委員　　髙　木　道　久　㊞

（注）監査等委員佐藤友子氏及び髙木道久氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

第69期　定時株主総会会場のご案内

会　　場　愛知県あま市篠田面徳29番地１
　　当社　本社　会議室
電　　話　(052) 443-1111
交　　通　名鉄津島線「木田」駅下車　徒歩約15～20分

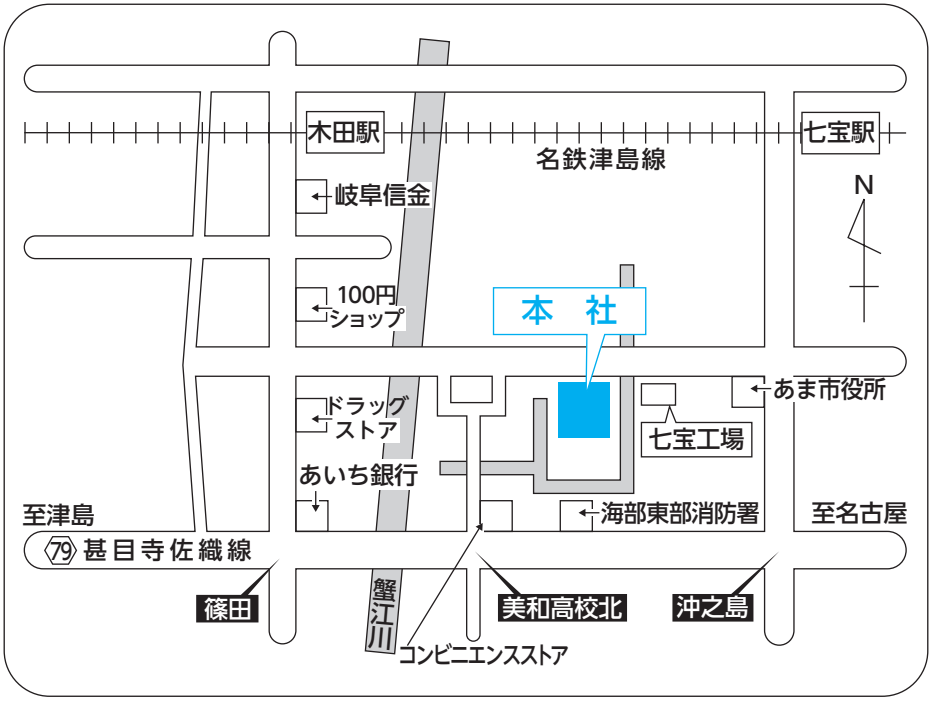

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK